

第2章 紀ノ川駅周辺バリアフリー基本構想の概要

1. 基本構想の位置づけ

紀ノ川駅周辺バリアフリー基本構想は、バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき作成されています。また、上位計画である「和歌山市長期総合計画」「和歌山市都市計画マスタープラン」をはじめ、関連する「和歌山市地域福祉計画」などとの整合を図りながら策定しています。

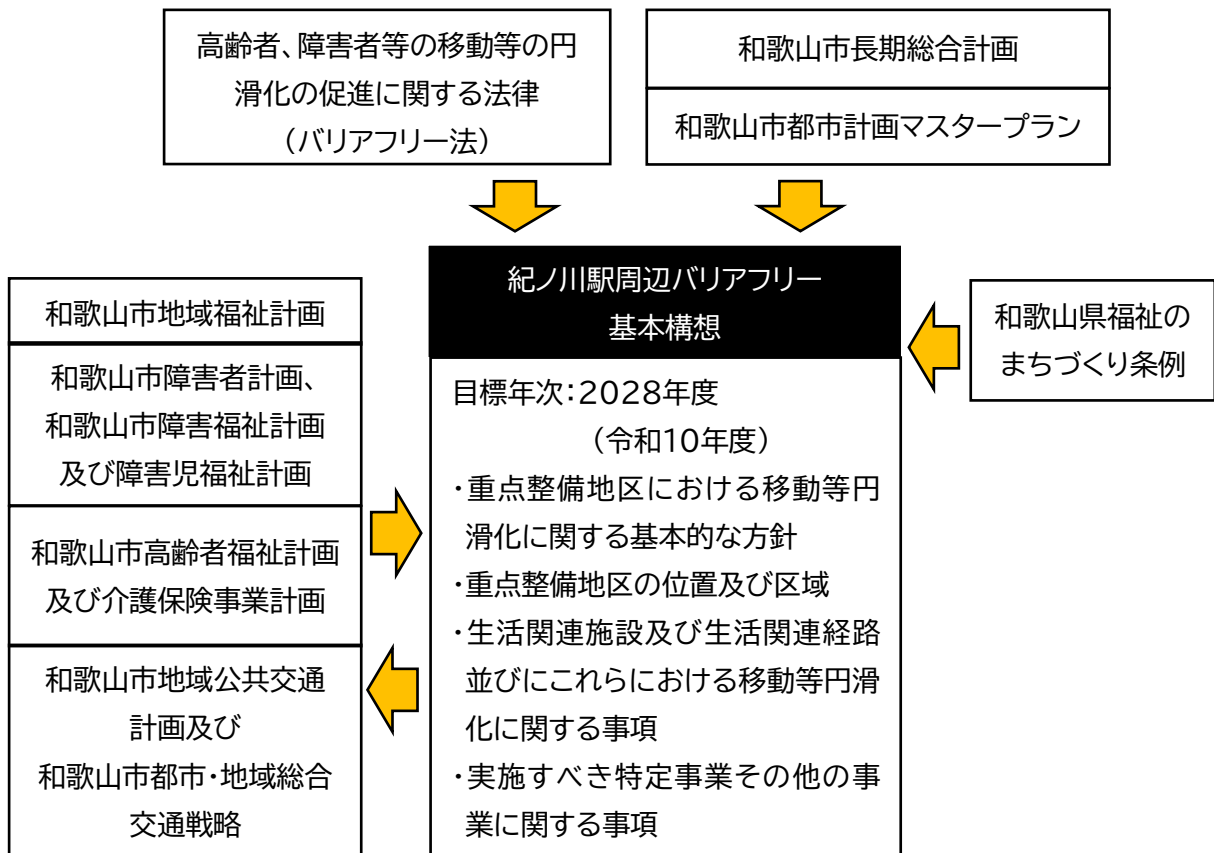


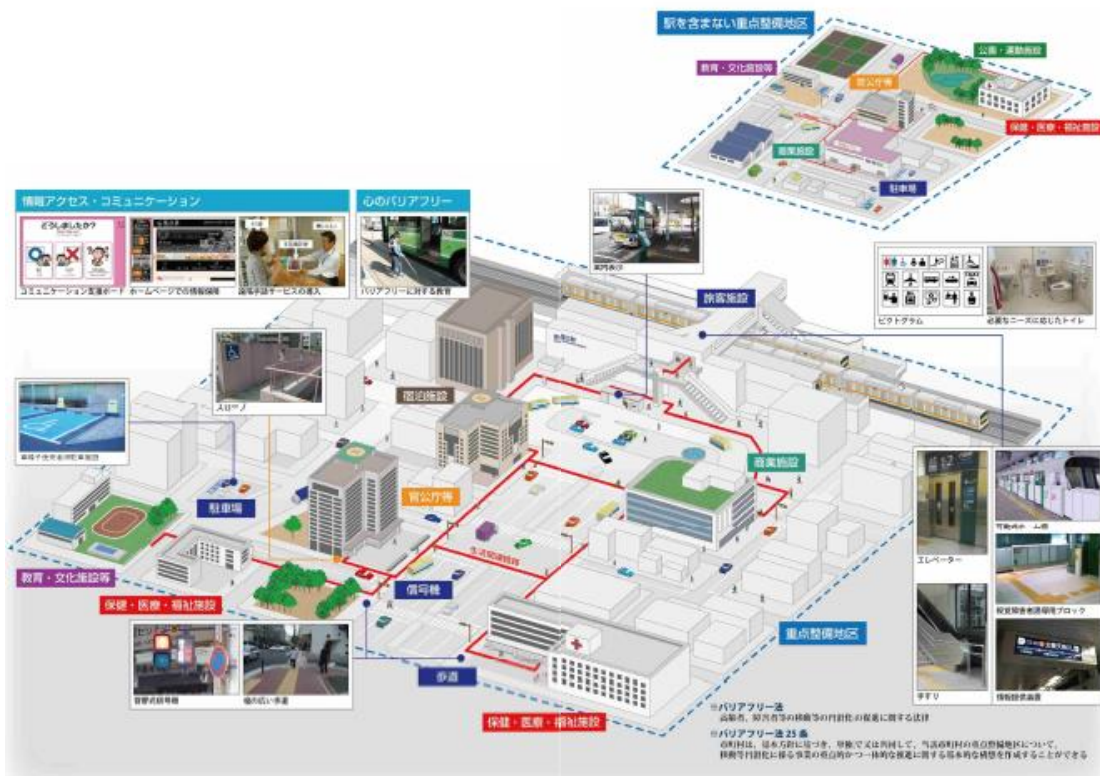
図2-1 紀ノ川駅周辺バリアフリー基本構想の位置づけ

2. 基本構想の内容

バリアフリー法における基本構想は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(重点整備地区)において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。

バリアフリー法(第25条等)で規定されている基本構想に明示すべき事項は次のとおりです。

- (1)重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
 - (2)重点整備地区の位置及び区域
 - (3)生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
 - (4)市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
 - (5)実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
 - (6)①(5)と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
 - ②自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備
 - ③その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
 - (7)基本構想の評価に関する事項(スパイラルアップに向けた継続した取組)
- ※(1)(4)(7)については任意記載事項



出典:国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」

3. 基本構想の計画期間

計画期間は、2024年(令和6年)度から2028年(令和10年)度までの5年間とします。ただし、2028年(令和10年)度以降も継続的にバリアフリー化を進めていくものとします。また、本計画は、2026年(令和8年)度に進捗状況の調査等の中間評価を実施し、必要があると認められるときは、見直しを行います。

4. 上位・関連計画等の概要

(1) 第5次和歌山市長期総合計画

和歌山市長期総合計画は、長期的展望に基づき、まちづくりの基本的な方向性を定める「基本構想」と、基本構想を具体化するために、基本的な政策・施策を体系的に示す「基本計画」、そして、基本計画で定める政策・施策を着実に実施するため、向こう3年間で実施する具体的な事務事業の内容等を定める「実施計画」の3段階で構成された本市の最も上位に位置づけられた行政計画です。

◆計画の概要

- 目標年次 2017年度(平成29年度)～2026年度(令和8年度)
- めざすべき将来都市像 『 きらり 輝く 元気和歌山市 』
- 具体的な都市像
 - 1. 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち
 - 2. 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち
 - 3. 子供たちがいきいきと育つまち
 - 4. 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち



◆本基本構想に関する事項

- 分野別目標 4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
 - ・政策4-1 コンパクトシティの実現
 - ・施策4-1-2 公共交通体系の充実
 - ・施策4-2-2 生活道路の整備
 - ・政策4-6 安全で安心な市民生活の確保
 - ・施策4-6-1 交通安全対策の推進
 - ・政策4-9 将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
 - ・施策4-9-2 高齢者の生活の充実
 - ・施策4-9-3 障害のある人の自立と社会参加の推進

(2)和歌山市都市計画マスタープラン

和歌山市都市計画マスタープランは本市の都市計画に関する基本方針として、和歌山市長期総合計画及び和歌山県都市計画区域マスタープランに即して、まちづくりに係る具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別にあるべき将来像を示すとともに、課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく総合的に定めています。

◆計画(マスタープラン)の概要

- 目標年次 2015年度(平成27年度)～2025年度(令和7年度)
- 基本目標
 - ① 中核都市として多様な機能と魅力を持つまちづくり
 - ② 多様な拠点がともに高め合うまちづくり
 - ③ 交通ネットワークの充実による連携のまちづくり
 - ④ 誰もが安心、安全で快適に住み続けられるまちづくり
 - ⑤ 自然や歴史文化を活かした観光と交流のまちづくり
 - ⑥ 環境に配慮し、次世代に継承するまちづくり
 - ⑦ 市民や多様な主体の連携で行うまちづくり



◆本基本構想に関する事項

- 都市整備の基本方針
 - ・道路の整備方針
 - ・公共交通機関整備の方針
 - ・駅前広場及び駐車場整備の方針
 - ・公園の整備方針
 - ・人にやさしい都市づくりの方針
 - ・安心で安全な都市づくりの方針
- 北部地域の将来像とまちづくりのテーマ
『 新たな魅力形成に向けた活気にあふれるまち 』

(3)和歌山県福祉のまちづくり条例

和歌山県福祉のまちづくり条例は、福祉のまちづくりについて、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的に実施し、及び障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できる施設等の整備を促進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的としています。

同条例施行規則では、公共的施設等の整備基準を定めています。(紀ノ川駅周辺バリアフリー基本構想においてもこれらの整備基準に適合した計画を策定していきます。)

◆条例の概要

●条例の理念

障害者や高齢者等の行動や社会参加の機会を阻んでいる様々な障壁を取り除き、すべての人が自らの意思で自由に行動し、主体的に社会参加ができ、共に地域社会で快適に暮らせる福祉のまちづくりを推進します。



◆本基本構想に関する事項

●施策の基本方針

- ・すべての県民が福祉のまちづくりについて理解を深め、積極的にこれに参画するよう県民意識の高揚を図ること。
- ・障害者、高齢者等が自らの意思で自由に行動し、安全かつ円滑に利用できる施設等の整備を促進すること。

(4)和歌山市地域公共交通計画及び和歌山市都市・地域総合交通戦略

住民ニーズや移動実態等を把握しながら今後のまちづくりに必要な公共交通ネットワークのあり方、それを実現していくための取組みや役割分担を明らかにし、市民や交通事業者等と共有化していくことを目的として策定され、すべての人にとって使いやすく持続的な公共交通を創出し、魅力的で住み続けられるまちづくりに貢献していくことを基本理念として取り組んでいくものです。

◆計画の概要

- 計画期間 2019年度(令和元年度)～2023年度(令和5年度)
※2024年度(令和6年度)改定予定
- 基本理念 『 すべての人にとって安心、安全に利用できる
持続可能な公共交通ネットワークの構築 』
- 基本方針 1 基幹的公共交通軸の活性化
2 基幹的公共交通軸へのアクセス向上
3 すべての人が使いやすい公共交通利用環境の向上
4 公共交通の維持・活性化



◆本基本構想に関する事項

- 施策⑤ 各交通事業者間のシームレスな乗り継ぎ環境の確保
- 施策⑰ 公共交通の待合環境の向上
- 施策⑱ 鉄道、バス、タクシーのバリアフリー化の推進
- 施策⑲ 公共交通における安全対策やインフラ老朽化対策の推進
- 施策⑳ 観光分野との連携による公共交通に関する情報提供の充実
- 施策㉑ 多言語表記による外国人観光客への情報提供の充実
- 施策㉒ 公共交通従事者のホスピタリティの向上

(5)和歌山市地域福祉計画

市民、団体・事業者、市・関係機関等が連携して地域福祉を推進するうえで共有する「地域福祉推進の基本的な考え方」として、「基本理念」と「基本目標」、取り組みをすすめるうえでの「役割分担」と「エリア」を定めるとともに、「基本目標」を実現していくための「取り組みの方向」として、「みんなで取り組む方向」と、市民、団体・事業者と協働して「市が取り組むこと」、また、取り組み全体を効果的にすすめるために「先導的に取り組む事項」も定めています。

基本理念のもとお互いを尊重し、ともに支えあう意識をもって参加し、各々の特長を活かしながら協働することで、和歌山市らしい福祉を創出するとともに、本市の地域福祉を持続的に推進していくため、「SDGs(持続可能な開発目標)」がめざす「誰一人取り残さない」社会の実現を福祉の視点に取り入れ、地域共生社会の実現に取り組んでいきます。

◆計画の概要

- | | |
|-------|---|
| ●計画期間 | 2020年度(令和2年度)~2024年度(令和6年度) |
| ●基本理念 | 『 お互いを尊重し、支えあう‘元気な福祉のまち’を、
わたしたちの“参加と協働“で創出します 』 |
| ●基本目標 | ①地域での生活を支えるサービスや活動を充実します
②地域福祉の担い手と協働のしくみを広げます
③安全で快適に暮らせる地域の環境をつくります |



◆本基本構想に関する事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| ●基本目標 | ③安全で快適に暮らせる地域の環境をつくります |
| | ・取り組みの柱 10 快適な生活環境をつくります |
| | ・取り組みの柱 11 安全に暮らせる地域をつくります |

(6)和歌山市障害者計画、和歌山市障害福祉計画及び障害児福祉計画

和歌山市障害者計画は、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市(行政)が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画です。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る2023年度(令和5年度)末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画です。

◆計画の概要

●計画期間	・第5期和歌山市障害者計画 2021年度(令和3年度)～2026年度(令和8年度) ・第6期和歌山市障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 2021年度(令和3年度)～2023年度(令和5年度) ※2024年度(令和6年度)改定予定
●基本理念	『 ともに生き・ともに暮らせるまち わかやまし 』
●基本目標	1 ともに理解し合う地域づくり 2 地域での生活を送るための支援体制づくり 3 社会参加・自立に向けた支援体制づくり 4 すべての人にやさしいまちづくり



◆本基本構想に関する事項

●基本目標	1 ともに理解し合う地域づくり
施策	(1)広報啓発の充実
基本目標	2 地域での生活を送るための支援体制づくり
施策	(1)相談・情報・コミュニケーションの充実 (4)スポーツ・文化活動等による社会参加の促進
基本目標	4 すべての人にやさしいまちづくり
施策	(1)生活環境の整備 (2)防災・防犯対策の充実 (4)行政サービス等における配慮

(7)和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

2018年(平成30年)3月に策定した「第7期和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」において「高齢者が尊厳をもって、心豊かに自立した生活を送ることができる安心と共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、高齢者が住み慣れた地域で自立し、心身ともに健康で、安心・安全に暮らせるまちづくりを進めてきました。

「第8期和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」についても、第3期から継承してきた基本理念を継続して掲げるとともに、2040年(令和22年)を見据えながらも、2025年(令和7年)に向けて第5期から取り組みを進めてきた地域包括ケアシステムをより一層推進し、中長期的な視野に立った施策の展開を図るものとし、高齢者に対する福祉施策及び介護保険事業、並びにそれ以外の高齢者に係る施策を包含した高齢者施策の総合的な計画として策定しています。

◆計画の概要

●計画期間	2021年度(令和3年度)～2023年度(令和5年度) ※2024年度(令和6年度)改定予定
●基本理念	『 高齢者が尊厳をもって、心豊かに自立した生活を送ることができる安心と共生のまちづくり 』
●基本方針	1 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすことのできるまちづくり 2 高齢者が心身ともに健康な生活を送ることができるまちづくり 3 高齢者が安心して安全に暮らすことのできるまちづくり 4 介護保険サービスの充実と安定運営



◆本基本構想に関する事項

●基本方針	3 高齢者が安心して安全に暮らすことのできるまちづくり
重点施策	力、安全で快適に暮らせる環境づくりの推進
施策	(1)心のバリアフリーの推進 (2)人にやさしいまちづくりの推進